

政令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成二十年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の下に「（次条において「法」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（中小企業者の範囲）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

(認定及び申請に関する経過措置)

2 この政令の施行前に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の規定により経済産業大臣がした認定又はこの政令の施行の際現に同項の規定により経済産業大臣に対してされている認定の申請は、それぞれこの政令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令第二条の規定により都道府県知事がした認定又は同条の規定により都道府県知事に対してされた認定の申請とみなす。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていることについての認定等に係る経済産業大臣の権限に属する事務を当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする必要があるからである。

